

2015年11月19日

カトリック京都司教区
京都南部地区共同宣教司牧ブロック
担当司祭・信徒・修道者のみなさま

カトリック京都司教
+パウロ大塚喜直

京都教区 京都南部地区適正配置について —京都南部地区4ブロックの小教区統合計画—

わたしは、京都南部地区の将来を見据え、より一層の福音宣教の推進のため、その力を結集するために2010年4月に京都南部地区を4ブロックに改編しました。

次のステップとして、2016年からの10年間で、現存する教会を可能な限り存続させつつ、ブロック内の小教区を統合して、各ブロックを1つの小教区にすることを目指します。これを「京都南部地区4ブロックの小教区統合計画」と呼びたいと思います。以下、その小教区統合計画の骨子を説明します。

1 ブロック内の「主聖堂」となる教会

将来、1つのブロックが1つの小教区となることを前提に、現時点で総合的に判断して、主日のミサなどの主要な典礼のために、ブロックとして集まることができる「主聖堂」となる教会を定めます。2016年以降、「主聖堂」では特別な理由のない限り、主日のミサなどの主要な典礼が必ず行われます。

現時点で、4ブロックの「主聖堂」を以下の通り定めます。

- 洛北ブロック：衣笠教会
- 洛東ブロック：河原町教会
- 山城ブロック：田辺教会
- 京丹ブロック：桂 教会

2 「主聖堂」ではない教会について

「主聖堂」以外の教会においては、2016年以降も、主日にできる限りミサが捧げられるようにします。これらの教会は、ブロック内の福音宣教の拠点として、主日のミサや所属地域の信仰共同体の集会、会議、交流の場所であるとともに、個々の立地条件や地域の特性を生かした福音宣教活動のための各種講座や地域に開かれた活動を担います。

3 小教区の建物の維持管理について

各教会の聖堂および付属施設の建物の維持管理については、各ブロックにおいて、今後それぞれの教会の役割・使命に合わせて、教区と連携して適宜対応していきます。

● 「主聖堂」に関して

「主聖堂」は、長期使用が可能なように整備します。必要なら、大規模修繕を行う可能性もあります。

- 「主聖堂」以外の聖堂について
 - a) 建物として独立している聖堂は、可能な限り現状を維持して使用できるように管理し、必要なら小規模な修繕も行いますが、大規模な修繕は今後行いません。
 - b) 教会施設の一室が聖堂として使用されている場合は、その建物全体が使用できるように維持管理していきます。
建物全体の存続のための大規模な修繕については、将来的に共同体の規模、活動状況を考慮して慎重に検討します。

- 聖堂以外の建物施設

「主聖堂」の教会も「主聖堂」以外の教会も、聖堂以外の建物施設は、現状維持して使用できるように管理していきます。

なお、「主聖堂」の教会は、将来教会が統合されたとき、小教区としての管理機能を果たすための事務室を整備していきます。

- 司祭館

司祭居住のための司祭館を、ブロック内で原則として一か所、補修・整備していきます。

- 教区との連携

小教区の建物の維持管理について、小規模な維持管理・修繕を除いて、教区と連絡・連携を取りながら進めていきます。

4 小教区評議会規約について

小教区評議会規約については、10年間、現行のまま継続します。微細な規約変更は申請していただいて結構です。

5 教会事務・会計について

現在の各小教区の各種秘跡等の台帳管理や教会事務・会計業務についても、10年間、現行のまま継続します

6 中間評価

この小教区統合計画は、2016年4月から、5年2期として進めていきます。最初の5年で、各ブロック・小教区において本計画についてよく話し合い、識別をしてください。5年が終わった時点（2021年3月）で、ブロック内の各教会の状況を見て評価し、2期目の5年の方針を確認していきます。

7 修道会教会について

修道会教会である北白川教会については、本計画は適用されません。

以上